## 小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成20年7月29日(火)午後7時~午後7時26分

場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田浩子

2番委員 青木秀夫 (教育長)

3番委員 桑原妙子

4番委員 安藤實英 (教育委員長)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 和田豊

生涯学習部長 清水 清

生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 時 田 光 章

教育政策課長 曽 我 勉

学校教育課長 柳 下 正 祐

教職員担当課長 西村泰和

課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱 長 澤 貴

(事務局)

教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 座 間 亮

教育政策課上級主查 望 月 啓一郎

#### 4 議事日程

日程第1 議案第10号 平成20年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針について(教育政策課)

日程第2 議案第11号 平成21年度使用教科用図書の採択について(学校教育

課)

日程第3 議案第12号 小田原市社会教育委員の委嘱替えについて(生涯学習政策課)

- 5 議事の概要
- (1)委員長開会宣言
- (2)会議録署名委員の決定…山田委員、青木委員に決定
- (3)日程第1 議案第10号 平成20年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の実施方針について(教育政策課)

提案理由説明...教育長、教育政策課長

青木教育長…それでは、議案第10号「平成20年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を御説明申し上げます。これは、法律の規定に基づき、本市教育委員会の事務の管理及び執行の状況につきまして、点検及び評価を実施するに当たり、平成20年度の実施方針を定めようとするものでございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育政策課長…それでは、御説明申し上げます。この点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成20年度から毎年実施するものとされ、これに伴い、先般の教育委員会3月定例会において、当該事務を、教育委員会の付議事項に加える規則改正を行ったところでございます。このたび、平成20年度における、点検評価の実施方針案を作成いたしましたので、その議決を求めるものです。

それでは順にご説明いたします。まず、1の趣旨ですが、実施の法律上の根拠を示すと共に、実施の目的として、検証行為により、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくこと、また、結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくことを挙げています。次に、実施方法として、2と3をまとめてご説明いたします。点検評価は、前年度の主要な事務事業を対象といたします。そして、教育行政に関する事務事業計画、具体的には本市総合計画の教育行政部分といたしますが、これを踏まえて、事務事業の目的性質別に、いくつかの大きな類型、柱を設定いたします。そして、柱ごとに、構成する具体的な取り組みを位置付け、実施状況を点検していくことで、それぞ

れの柱の達成状況を評価していこうとするものです。 4 の手続きですが、まず、点検及び評価案を、事務局において作成いたします。次に、法の規定に基づき、学識経験者から、点検及び評価案についてご意見を伺う機会を設けます。その後、定例会におきまして、点検及び評価案の審議及び議決をいただき、報告書としてとりまとめた上で、議会に報告すると共に市民へ公表するものでございます。なお、予定としては、市議会 1 2 月定例会に報告することを目途として、今後の手続きを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

### (質 疑)

安藤委員長…この実施により、学校現場の事務が煩雑になってしまうことはありません か。

教育政策課長…学校現場ではなく、教育委員会事務局で実施いたします。

桑 原 委 員…学識経験者はもう決まっているのでしょうか。

教育政策課長…東京学芸大学教授で、本市の学区審議会の委員も務められた、葉養正明 先生にお願いをしてあります。葉養先生は現在、国立教育政策研究所の部 長職を務められています。他にも市民の方など合計 3 人程度にお願いした いと考えています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4)日程第2 議案第11号 平成21年度使用教科用図書の採択について(学校教育課)

提案理由説明...教育長、学校教育課長

青木教育長…それでは、議案第11号「平成21年度使用教科用図書の採択について」を御説明申し上げます。今回は、平成21年度に小学校及び中学校の通常学級で使用する教科用図書と、特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行うことになります。平成16年度に、小学校にあたっては、平成17年度から平成20年度までに使用する教科用図書の採択替えを行いました。平成17年度に、中学校にあたっては、平成18年度から平成21年度までに使用する教科用図書の採択替えを行いました。よって、今年度は、小学校は採択替えの年度、中学校は採択替えのない年度となります。採択替

えのない年度につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令から、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、採択替えの年度に採択した教科用図書と同一のものを採択することになっております。なお、学校教育法附則第9条による教科用図書の採択については、1年毎に採択しなければならないことになっています。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

学校教育課長…それでは、次の3点について御説明いたします。「平成21年度使用中学校用教科用図書」「平成21年度使用小学校用教科用図書」「平成21年度特別支援学級で使用する教科用図書」についてでございます。教科用図書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条に基づき、採択替えのない年につきましては、学校教育法附則第9条の規定による教科書(特別支援学級で使用する教科用図書)を除き、引き続き同一の教科書を採択することになっております。

1点目の「平成21年度使用中学校用教科用図書」につきましては、お手 元の資料にございますように、平成17年度に採択されました18年度か ら21年度まで使用する教科用図書を採択することになります。 2点目の「平成21年度使用小学校用教科用図書」につきましては、今年 度が採択替えの年となっております。これまで、5月の定例会でご審議い ただきました「教科用図書採択方針」に則り、採択の手続きを行ってきま した。手続きといたしましては、本市教育委員、PTA連絡協議会等から 構成されました小田原市教科用図書採択検討委員会におきまして、6月3 0日、7月14日の2回にわたり、前回の採択時の会議録等をもとに、そ のとき作成されたお手元の調査研究報告書を確認してきました。また、今 回、5校を抽出して、アンケートを実施いたしました。国語・書写・算数・ 音楽・図工は、6学年で使用されておりますので全部で30の回答をいた だいております。これを項目数で考えますと、11項目ありますので分母 が330となり、 1つをプラス1、 1つをマイナス1、無印をプラス マイナス0と計算してあります。そうしますと国語の場合は、その差し引 きがプラス32となっております。社会・地図・理科・保健は、4学年で 使用されておりますので20の回答をいただいております。分母は220 となり、社会の場合は、その差し引きがプラス27となっております。生 活・家庭は、2学年で使用されておりますので10の回答をいただいてお ります。分母は110となり、生活の場合は、その差し引きがプラス1と なっております。このようなアンケート結果から考えますと、どの教科も 概ね支障なく使用されていると判断できます。また、他の学校からも、教 科書を採択しなおさなければならないという声は、この4年間で1件も教 育委員会には届いておりません。このような状況を踏まえ、21年度使用

の小学校用教科用図書の採択につきましては、前回の採択時、平成16年 度作成の調査研究報告書などの資料よりまとめました「平成21・22年 度使用教科用図書(小学校)各種目の採択理由」を確認していただいたう えで、引き続き、現在使用している教科用図書を採択していくことについ て、ご協議いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。 3点目の「平成21年度特別支援学級で使用する教科用図書」でございま すが、特別支援学級で特別な教育課程による場合において、通常級で使用 する教科用図書を使用することが適当でない場合には、「特別支援学校用 (小・中学部用)教科書目録(平成21年度使用)」「平成21年度用一般 図書一覧(附則第9条図書)」の2種類の中から使用することができます。 そして、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択につきまし ては、1年ごとに採択することとなっております。各学校が児童・生徒の 実態に応じて選択した図書について採択するものとなっております。お手 元の資料は、各学校から提出されました「学校教育法附則第9条による教 科用図書」約270冊を一覧にまとめたものでございます。本日は、この 一覧にまとめた教科用図書について採択をご協議いただくことになります。 以上でございます。

青木教育長…今回の採択替えは、新たに教科書が登場したわけではありませんので、現場の声を聴き、前回の採択状況を確認した中で考えますと、前回の採択内容を継続することでよろしいかと思います。

安藤委員長…現場からの異論がなければ、特に問題はないかと思います。

桑 原 委 員…国語の教科書で、 が4つになっている部分は、改善を要するということでしょうか。また、具体的に次回の採択につながっていくことはありますか。

学校教育課長補佐…これは6学年すべての集計ですので、特定の部分に集中しているわけではございませんが、次回の採択時には、こうした点も検討材料にはしていきたいと考えています。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5)日程第2 議案第12号 小田原市社会教育委員の委嘱替えについて(生涯学習 政策課)

提案理由説明...教育長、生涯学習部次長

青木教育長…それでは、議案第12号「小田原市社会教育委員の委嘱替えについて」を 御説明申し上げます。社会教育委員につきましては、平成20年7月31 日をもちまして、2年間の任期が満了いたします。その後任につきまして 人選をしましたところ、別紙のとおり候補者名簿がまとまりましたので、 8月1日から委嘱しようとするものであります。細部につきましては、所 管から御説明申し上げます。

生涯学習部次長…それでは御説明申し上げます。現在、小田原市社会教育委員の任期は、

小田原市社会教育委員条例により、2年間と定められており、7月 31日をもちまして、任期満了となります。そのため、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます13名の方々が社会教育委員として適任と思われますので、新たに委嘱いたしたく提案するものです。なお、この13名の方々のうち5名の方は、市校長会、市PTA連絡協議会、自治会総連合及び市議会から御推薦いただいております。また、名簿に記載いたしましたとおり、公募により2名の方を選考いたしました。この委員の公募につきましては、6月15日号の広報紙や市のホームページ等により周知いたしましたところ、7名の方から応募がありましたので、応募者から提出していただきました応募申込書及び小論文による書類選考、面接等により審査いたしました結果、安藤誠二氏、佐藤喜久江氏の2名に決定したものです。社会教育委員の任期につきましては、平成20年8月1日から平成22年7月31日までの2年間となります。

#### (質 疑)

山田委員…社会教育委員は、具体的にはどのような活動をしているのでしょうか。 生涯学習部次長…社会教育法の規定では「社会教育に関する諸計画を立案すること。

定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。これらの職務を行うために必要な研究調査を行うこと。」となっています。また「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。」「市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。」とされています。ある程度専門性が高いこと

から、同法の規定により「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の 向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員 会が委嘱する。」となっております。

桑 原 委 員…具体的に、今まで教育委員会が諮問し、社会教育委員が教育委員会に出席 して意見を述べた例はありますか。

生涯学習部次長…今まではないようです。

桑 原 委 員…そうしますと、そうした交流が行われてこなかったということでしょうか。 生涯学習部次長…それほど社会教育に対する大きな問題はなかったと御認識いただければ、と存じます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

# (6)委員長閉会宣言

# 平成20年8月27日

委 員 長

署名委員(山田委員)

署名委員(青木委員)